

ハローワーク 京都だより

令和元年

11月

No.205 (通巻239号)
昭和51年6月創刊

労働市場ニュース



圓光寺の紅葉

も
く
じ

ハローワークの利用方法が変わります	1・2
雇用関係の「助成金」を活用してみませんか	3
派遣労働者と派遣元・派遣先事業主向け無料相談窓口のご案内	4
11月は「人材開発促進月間」です	5
従業員に研修として職業訓練を実施しませんか	6
総合労働相談コーナーをご利用下さい	7・8
11月は「しわ寄せ防止キャンペーン月間」です	9
京都府最低賃金のお知らせ	10・11
労働保険の成立手続きはお済みですか◇11月は「労働保険適用促進強化期間」です	12
労働保険料は口座振替が便利です：“電子申請なら”労働保険手続のこんな「お悩み」、解決します！	13
2020年4月から特定の法人について電子申請が義務化されます	14
京都府の雇用失業情勢	15



厚生労働省
京都労働局・ハローワーク

京都労働局HP <http://kyoto-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

2020年1月6日からハローワークの利用方法が変わります

2020年1月6日に、ハローワークのシステムとハローワークインターネットサービスが新しくなります。

- ポイント① 新サービス「求人者マイページ」で、会社のパソコンから求人の申込みができます
- ポイント② 新しい求人票で、より詳細な情報を求職者に提供できるようになります

会社のパソコンから、 求人申込みや内容変更などの手続きを行えるようになります

ハローワークインターネットサービス上に「求人者マイページ」を開設すると、会社のパソコンから次のサービスを利用いただけます。

- ※ 「求人者マイページ」を開設するには、ハローワークで事業所登録の手続きを行う必要があります。
- ※ 「求人者マイページ」を開設するにあたり、ログインアカウントとして使用するメールアドレスが必要です。

○ 求人申込み

- ※ 申込み内容をハローワークで確認後に受理・公開します。
- ※ 次の要件に該当する場合は、マイページでの求人情報の入力（仮登録）後、14日以内にハローワークにお越しのうえ、本登録の手続きを行う必要があります。

- ・ マイページを通じて初めて求人を申し込む場合（窓口でマイページ開設手続きを行った場合を除く）
- ・ 2020年1月以降、初めて障害者求人を申し込む場合
- ・ 2020年1月以降、初めてトライアル雇用求人を申し込む場合
- ・ 2020年1月以降、初めて障害者（短時間）トライアル雇用求人を申し込む場合
- ・ 過去1年間に求人を申し込んでいない場合
- ・ マイページを通じて派遣・請負求人を申し込む場合
- ・ その他、ハローワークが必要と認める場合

求人申込み（仮登録）の入力画面イメージ



○ 申し込んだ求人内容の変更、求人の募集停止、事業所情報の変更など

- ※ マイページから求人内容の変更などのサービスが利用できるのは、2020年1月以降に受理した求人に限ります。

○ 事業所の外観、職場風景、取扱商品などの画像情報の登録・公開

- ※ ハローワーク内のパソコン（検索・登録用端末）だけでなく、ハローワークインターネットサービス上でも公開できるようになります。

○ ハローワークからご紹介した求職者（応募者）の紹介状の確認、選考結果（採用・不採用）を登録（ハローワークに連絡）

- ※ 紹介状の確認や選考結果の登録ができるのは、2020年1月以降に受理した求人に限ります。
- ※ 求人が無効となった場合、紹介状の確認、選考結果の登録はできなくなります。

○ メッセージ機能（ハローワークからご紹介した求職者（応募者）とのやりとり）

- ※ メッセージ機能を活用して応募者とやりとりできるのは、2020年1月以降に受理した求人（有効中）で、応募者が「求職者マイページ」を開設している場合に限られます。

○ 求職情報検索

- ※ 有効中の求人がない場合は利用できません。
- ※ ハローワークに登録している求職者のうち、経歴、専門知識、資格や希望条件などの求職情報を求人者にPR（公開）することを希望している方々の情報を検索できます。氏名、連絡先など個人が特定される情報は公開されません。なお、求職者に対して直接リクエスト（求人への応募依頼）することはできません。ハローワークで求職者の希望条件などを確認したうえでご案内しますので、ハローワークにご相談ください。

<マイページ開設手順>

ハローワークの窓口で開設手続きを行います。



- ※ 上記の方法のほか、会社のパソコンからハローワークインターネットサービスにアクセスし、ログインアカウント（メールアドレス、パスワード）を登録、事業所情報・求人情報を入力（仮登録）後、ハローワークにお越しのうえ窓口で本登録手続きを行い、マイページを開設する方法もあります。
- ※ 事業所登録済みの場合は、あらかじめの事業所登録は不要ですが、内容の確認や不足情報の把握等をさせていただきます。

新しい求人票で、より詳細な求人情報を提供できるようになります

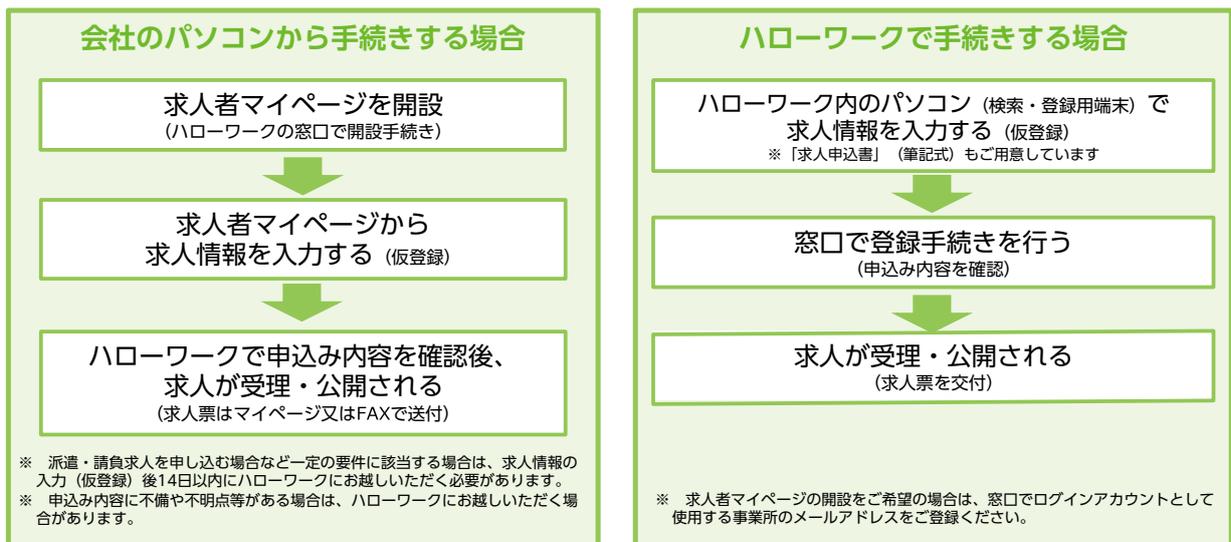
- 求人票の様式が変わり、掲載する情報量が増え、求職者に対して求人情報をより詳細に伝えることができるようになります。
- ハローワークインターネットサービスとハローワーク内のパソコン（検索・登録用端末）が一本化され、求人情報の内容や検索方法が同じになります。
 - ・ 求人票に掲載する情報のほか、事業所の画像情報や「事業所からのメッセージ」などのPR情報も提供できるようになります。
 - ※ 画像情報は、「求人者マイページ」から登録する必要があります。
 - ・ ハローワークインターネットサービスでも、ハローワーク内に設置されたパソコン（検索・登録用端末）と同じ求人情報を提供できるようになります。
 - ※ これまでは、ハローワークインターネットサービスで公開される求人情報は一部に限定されていましたが、ハローワーク内のパソコン（検索・登録用端末）と同じ情報が公開されるようになります。
 - ・ 求人情報がインターネット上で公開されるタイミングが早くなります。
 - ※ ハローワーク内のパソコン（検索・登録用端末）とハローワークインターネットサービス上で公開されるタイミングが同じになります。

さまざまな方法で求人を申し込めるようになります

- 会社のパソコンから求人申込み（仮登録）できるようになります。
 - ※ 会社のパソコンから求人を申し込む（仮登録）場合は、「求人者マイページ」を開設する必要があります。
 - ※ 「求人者マイページ」を開設すると、申込み済みの求人情報データ（2020年1月6日以降に申し込んだ求人に限る）を活用（転用）した求人申込みができるようになります。
- ハローワーク内に設置されたパソコン（検索・登録用端末）で求人情報を入力できるようになります。求人情報の入力（仮登録）後、窓口で本登録の手続きを行います。
 - ※ 「求人申込書」（筆記式）もご用意しています。
 - ※ 窓口で「求人者マイページ」の開設手続きを行うこともできます。

<求人申込み手続きの流れ>

～事業所登録が完了している（求人を申し込んだことがある）場合～



※ ハローワークに求人を申し込んだことがない場合は、ハローワークで事業所登録の手続きを行う必要があります。詳しくはハローワークにお問い合わせください。

雇用関係の「助成金」を活用してみませんか

～助成金を申請するまでの流れを、3つのステップで紹介～

厚生労働省が提供する助成金は、**雇用の安定、職場環境の改善、仕事と家庭の両立支援、従業員の能力向上**などに役立つものが多数あります。助成金を申請するまでの流れをご案内しますので、事業主の皆さま、この機会に助成金の活用を検討してみませんか。

どんな助成金があるのか調べる

厚生労働省ウェブサイト 雇用関係助成金検索ツール

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/index_00007.html

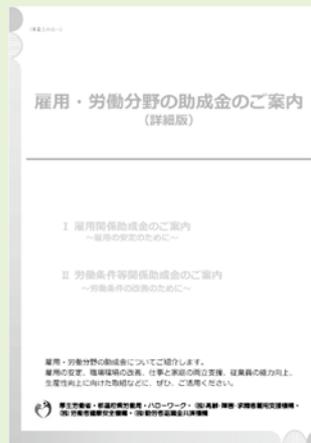


「取組内容」や「対象者」から、助成金が検索できます。

パンフレット

「雇用・労働分野の助成金のご案内（簡略版・詳細版）」

- ・簡略版 <https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000495637.pdf>
- ・詳細版 <https://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/dl/koyouantei.pdf>



支給要件、支給額などの詳細は、パンフレットをご参照ください。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク・（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構



厚生労働省
京都労働局・ハローワーク

派遣労働者と派遣元・派遣先事業主向け

無料相談窓口のご案内

令和2年4月1日に、

派遣労働者の**同一労働同一賃金**の実現に向けた改正労働者派遣法が施行されます。

「派遣労働者の同一労働同一賃金の制度内容がわからない」

「どのように制度導入の手順を進めていくのかわからない」

「派遣先の正社員との待遇差が気になる」といった悩みを持つ派遣労働者や事業主のために、京都労働局に無料で相談できる「派遣労働者の均等・均衡待遇に係る特別相談窓口」を設置しています。



お問い合わせ先

下記電話番号から、来所日時をご予約ください。

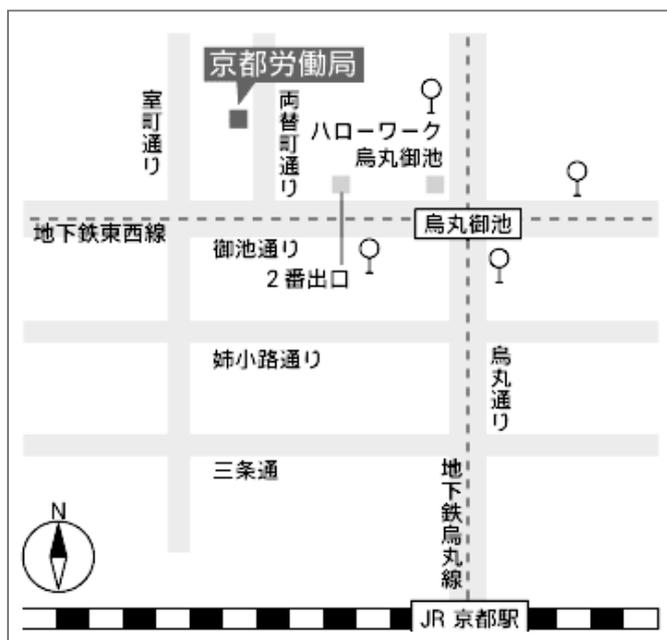
☎ **075-241-3225**

(受付：平日8：30～17：15)

※ご予約がなくても来所いただけますが、お待たせする可能性があります。

<アクセス>

京都労働局
派遣労働者の均等・均衡待遇に係る
特別相談窓口（需給調整事業課）
〒604-0846
京都市中京区両替町通御池上ル
金吹町451 京都労働局5F
(※京都市営地下鉄烏丸御池駅2番出口徒歩2分)

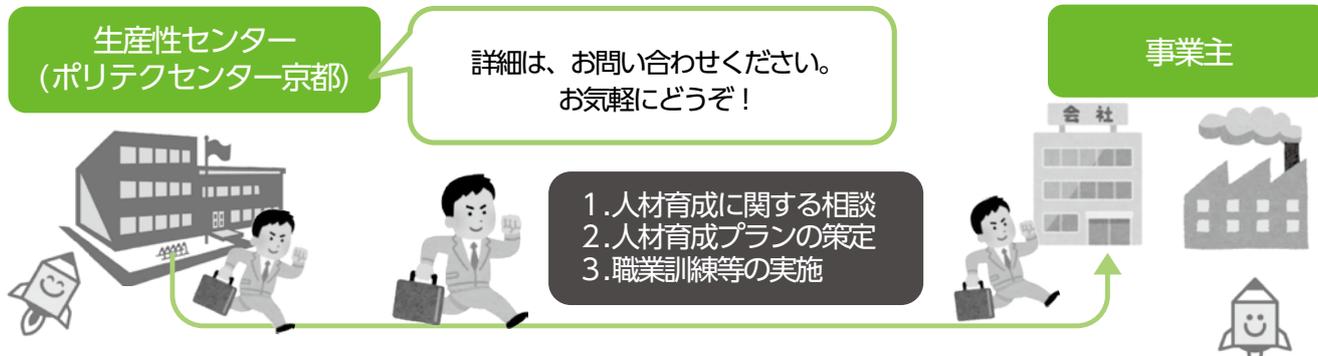


- ※ 法律の施行日（令和2年4月1日）前は、対応できる支援が限られる可能性があります。
- ※ 雇用管理の改善に関する具体的な相談は、「働き方改革推進支援センター」もご利用できます。
- ※ 寄せられたご質問などに対しては、労働局の担当者（需給調整事業専門相談員）がご説明します。

従業員に研修として職業訓練を実施しませんか？

ポリテクセンター京都（※1）内の生産性向上人材育成支援センター（生産性センター）では、企業の人材育成をお手伝いするため、在職中の従業員のための職業訓練、企業への指導員の派遣や施設・設備の貸出をしています。

（※1）厚生労働省所管の独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する職業能力開発施設です。



在職者訓練の実施、職業訓練指導員の派遣及び施設・設備の貸出

“ものづくり企業”の技術力向上及び人材育成を支援

◆在職者訓練（能力開発セミナー）「技能・技術等の向上」や「新技術への対応」といった企業の生産現場が抱える課題解決のために“ものづくり分野”を中心に、設計・開発、加工・組立、工事・施工、設備保全などの実習を中心とした高度な職業訓練コースを実施しています。

- 訓練時間数 12～30時間 ○受講料(平均) 13,000円（※助成金利用可（条件有））
- 人気ある訓練コース 機械系「マシニングセンタプログラミング技術」「精密測定技術」「実践機械製図」等
電気系「電動機制御のための有接点シーケンス制御」「デジタル回路設計技術」等

◆指導員派遣・施設貸与 「研修したいが講師がいない」「研修したいが機械を止められない」「研修場所がない」といった企業の要望に応じて、職業訓練指導員を企業に派遣することや、機構の施設・設備（会議室、実習場、訓練用設備・機器）の貸出しを行っています。※利用料は、内容等により異なります。

生産性向上支援訓練及びIT活用力セミナー

“あらゆる企業”の労働生産性向上とIT活用力の習得を支援

◆生産性向上支援訓練 中小企業等の生産性向上に必要な知識等を習得するために、あらゆる産業分野で必要とされる“生産管理、IoT、クラウドの活用”などのカリキュラムを、利用企業の課題に合わせてカスタマイズし、専門的な知見やノウハウを有する民間機関等を活用して実施しています。

- 訓練日数 6～30時間（概ね1～5日） ○受講料 3,300円～6,600円（※助成金利用可（条件有））
- 人気ある訓練コース ●生産・業務プロセスの改善 「ものづくりの仕事のしくみと生産性向上」
「生産性分析と向上」 「生産現場の問題解決」 「品質管理実践」 等
●横断的課題「業務効率向上のための時間管理」 「管理者のための問題解決力向上」 等

◆IT 活用力セミナー IT技術の進展に対応するために必要なIT新技術の理解、表計算やホームページなどのITスキル、情報セキュリティなど、“IT理解・活用力”を習得する訓練を、専門の民間機関等を活用して実施しています。

- 訓練時間数 3～18時間 ○受講料 2,200～5,500円（※助成金利用可（条件有））
- 人気ある訓練コース ●「相手に伝わるプレゼン資料作成」 「業務に活かせる！関数活用術」 等

<お問い合わせ先> ポリテクセンター京都（長岡京市友岡1-2-1）

- ・在職者訓練（能力開発セミナー）に関する内容 Tel075-951-7398
- ・生産性向上支援訓練・IT活用力セミナーに関する内容 Tel075-951-7434

ハロートレーニング
ハローワーク

求職者、労働者、事業主の方へ

総合労働相談コーナーをご利用下さい

職場でのトラブルの解決をお手伝いします

- ◆ 就活生を含む「求職者」、アルバイトの方等を含む「労働者」、「事業主」が、抱える仕事・職場でのトラブル相談を、無料で受け付けています。

皆さまから寄せられる相談例

- ✓ 就職説明会に行ったところ、企業の担当者から食事にしつこく誘われて困っている。
- ✓ アルバイト先の店長から、毎日怒鳴られて辛い。
- ✓ バイトを辞めると店長に伝えたとこ、代わりを探してこいと言われ、辞められない。
- ✓ 上司から、給料を半分にすると言われたが、生活があるため撤回してほしい。
- ✓ 社長から急に解雇と言われて困っている。解雇を撤回してほしい。
- ✓ 社員からパワハラについて相談があったが、どのように対応すべきかわからない。

■ 総合労働相談（匿名可・秘密厳守）

労働者などと事業主とのトラブルの中には、法律などを知らないことや誤解していたことによって発生しているものも多く見られます。そのため、労働問題の専門家に相談することで、トラブルの未然防止や早期解決につなげることができます。匿名でもご相談いただけます。秘密も守ります。

- ◆ 「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」に基づく、「助言・指導」の実施や、「あっせん」のご案内をしています。

■ 都道府県労働局長による助言・指導（匿名不可）

労働者などと事業主とのトラブルについて、トラブルの問題点を指摘し、解決の方向を示すことで話し合いを促し、解決に導きます。

■ 紛争調整委員会によるあっせん（匿名不可）

労働者と事業主とのトラブルについて、公正・中立な労働の専門家（弁護士など）が調整を行い話し合いを進めることで、紛争の解決を図ります。（募集・採用に関するトラブルなどは対象外です）

京都労働局、京都駅前及び府内の労働基準監督署内に総合労働相談コーナーを開設しています

京都駅前総合労働相談コーナー

フリーダイヤル

0120-829-100 (京都府内限定)

075-342-3553

開庁時間（京都駅前コーナー）

月～金曜日 **9:30～17:00**

(土、日、祝日、年末年始は閉庁)



京都労働局及び府内の労働基準監督署内の総合労働相談コーナーについては、次頁を確認ください。

都道府県労働局長による助言・指導

助言・指導は、民事上の個別労働紛争について、都道府県労働局長が、紛争当事者に対し、その問題点を指摘し、解決の方向を示すことにより、紛争当事者の自主的な紛争解決を促進する制度です。この制度は、法違反の是正を図るために行われる行政指導とは異なり、あくまで紛争当事者に対して、話し合いによる解決を促すものであって、なんらかの措置を強制するものではありません。

- 対象となる紛争（※内容により、対象とならない場合があります。）
 - ・解雇、雇止め、配置転換・出向、昇進・昇格、労働条件の不利益変更などの労働条件に関する紛争
 - ・いじめ・嫌がらせなどの職場環境に関する紛争
 - ・会社分割による労働契約の承継、同業他社への就業禁止などの労働契約に関する紛争
 - ・募集・採用に関する紛争
 - ・その他、退職に伴う研修費用の返還、営業車など会社所有物の破損についての損害賠償をめぐる紛争 など
- ※ 紛争とは、紛争の一方の当事者の主張に対し、他方の当事者がそれに同意せず、紛争当事者双方の主張が一致していない状態を言います。自身が不満に思っているだけで、相手に主張を伝えていない状態は紛争に該当しません。

具体的な申し出例

(自己都合退職) 勤務先に、退職の意思表示をしたところ、後任を見つけないと辞めさせないと言われたため、退職のルール等について助言をして欲しい。

(いじめ・嫌がらせ) 会社内でいじめを受け、上司に相談したが、なにも対応してくれないため、会社に防止対策を講じるように助言をして欲しい。

(労働条件等) 年次有給休暇を請求したところ、上司から、うちの会社に年次有給休暇はないと言われた。法的なことを会社に助言して欲しい。

(賠償) 社用車で事故を起こしたが、修理代の全額を負担するように求められた。納得ができないと伝えたが、聞き入れられないため、話し合いに応じるように助言して欲しい。

(労働条件の引下げ) 賃金を一方的に下げられ、会社に納得できないと伝えた。法的なことについて、会社に助言して欲しい。

(雇止め) 有期契約社員であるが、次期の労働契約内容、業務等について、会社から説明されていたが、急に今回の契約期間で終わりだと雇止めの通知を受けた。雇止めになる理由について、自身に思い当たることもなく、会社に再考を求めたが、変わらなかった。会社に雇止めの法理について助言して欲しい。

京都労働局管内 総合労働相談コーナー 一覧

- 京都労働局総合労働相談コーナー Tel 075-241-3221
京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451
 - 京都駅前総合労働相談コーナー Tel 0120-829-100 (京都府内限定)
京都市下京区西洞院通塩小路上ル東塩小路町608-9 日本生命京都三哲ビル8階
- 京都駅前コーナーのみ
開庁時間
9:30~17:00
- 京都上総合労働相談コーナー Tel 075-462-5112
京都市中京区西ノ京大炊御門町19-19 京都上労働基準監督署内
 - 京都下総合労働相談コーナー Tel 075-254-3196
京都市下京区四条通東洞院東入ル立売西町60 日本生命四条ビル5階 京都下労働基準監督署内
 - 京都南総合労働相談コーナー Tel 075-601-8322
京都市伏見区奉行前町6 京都南労働基準監督署内
 - 福知山総合労働相談コーナー Tel 0773-22-2181
福知山市内記1丁目10-29 福知山地方合同庁舎4階 福知山労働基準監督署内
 - 舞鶴総合労働相談コーナー Tel 0773-75-0680
舞鶴市字下福井901 舞鶴港湾合同庁舎6階 舞鶴労働基準監督署内
 - 丹後総合労働相談コーナー Tel 0772-62-1214
京丹後市峰山町杉谷147-14 丹後労働基準監督署内
 - 園部総合労働相談コーナー Tel 0771-62-0567
南丹市園部町新町118-13 園部労働基準監督署内



11月は「しわ寄せ防止 キャンペーン月間」です。

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、
下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、
急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。



厚生労働省が所管する「労働時間等設定改善法」が改正され（平成31年4月1日施行）、
事業主の皆様は、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注
内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要があります。

他の事業主との取引を行うにあたって、次のような取組が行われるよう、社内に周知・
徹底を図りましょう。

- ①週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を
図ること。
- ②発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
- ③発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。

経済産業省・中小企業庁が所管する「下請中小企業振興法」に基づく「振興基準」には、
親事業者と下請事業者の望ましい取引関係が定められています。

①親事業者も下請事業者も共に「働き方改革」に取り組みましょう！

- やむを得ず短納期発注や急な仕様変更などを行う場合には、残業代等の適正なコストは親事業者が負担すること。
- 親事業者は、下請事業者の「働き方改革」を阻害する不利益となるような取引や
要請は行わないこと。

②発注内容は明確にしましょう！

- 親事業者は継続的な取引を行う下請事業者に対して安定的な生産が行えるよう
長期発注計画を提示し、発注の安定化に努めること。
- 発注内容を変更するときは不当なやり直しが生じないように十分に配慮すること。

③対価には、労務費が上昇した影響を反映しましょう！

- 親事業者は、取引対価の見直し要請があった場合には、人手不足や最低賃金の
引き上げなどによる労務費の上昇についてその影響を反映するよう協議すること。

大企業等と下請等中小事業者は共存共栄！
適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などは止めましょう！

最低賃金が、
ことしも
変わります。

確認しましょう!

京都府 最低賃金

909 時間額
円

令和元年
10月1日から

27円
UP

雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。
使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。

最低賃金に関するお問い合わせは
京都労働局または最寄りの労働基準監督署へ
京都労働局ホームページアドレス
<https://jsite.mhlw.go.jp/kyoto-roudoukyoku/>

最低賃金に関する特設サイト
<http://www.saiteichingin.info/>

WEBで確認!

最低賃金制度 検索



 厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

 厚生労働省
京都労働局・ハローワーク

最低賃金制度って何？

働くすべての人に、
賃金の最低額(最低賃金額)を
保障する制度です。

年齢やパート・学生アルバイトなどの
働き方の違いにかかわらず、
すべての労働者に適用されるんです。



確認の方法は？ | 確認したい賃金^(※1)を時間額にして、
最低賃金額^(※2)(時間額)と比較してみましょう！

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※3)

1 時間給の場合

時間給	≧	最低賃金額(時間額)
円		円

2 日給の場合

日給	÷	1日の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額(時間額)
円		時間		円		円

3 月給の場合

月給	÷	1か月の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額(時間額)
円		時間		円		円

4 上記1,2,3が 組み合わせられている場合

例えば、基本給が日給で
各手当(職務手当など)が
月給の場合

- ① 基本給(日給)→ 2の計算で時間額を出す
- ② 各手当(月給)→ 3の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 ≧ 最低賃金額(時間額)

(※1)最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

①臨時に支払われる賃金(結婚手当など)②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)⑥精皆手当、通勤手当および家族手当

(※2)日額で定められている特定最低賃金の対象となる場合 日額に換算した額 ≧ 特定最低賃金額

(※3)詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



スマホ、携帯で
自分の地域の
最低賃金を
チェックしましょ！

賃金の引上げを支援します。

中小企業
事業者の
皆さんへ

業務改善助成金

生産性向上のための設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などの費用の一部を助成する制度です。支給対象者と支給要件、助成金は一定の条件があります。

詳しくはWEBで確認！ [業務改善助成金](#) 検索

専門家による無料相談を実施しています

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。
働き方改革推進支援センター <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000198331.html>

リサイクル適性[®]
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。(R1.9)

事業主の皆さまへ

労働保険の成立手続はお済みですか

◇ 11月は「労働保険適用促進強化期間」です ◇

労働保険とは、労災保険と雇用保険の2つを併せた保険のことを言います。

労働保険とは、労働（通勤）災害や失業等が発生した際に、保険給付等を行うことにより労働者の福祉の増進を図る制度です。

労働保険は政府が管理、運営している強制保険で、原則として、労働者をひとりでも雇っていれば労働保険の適用事業所となり、事業主は成立手続（加入手続）を行わなければなりません。このため、未加入の事業主の方は、次の点にご留意ください。

- 再三の加入勧奨・手続指導にもかかわらず、自主的に成立手続を行わない場合は、最終的な手段として職権による成立手続及び保険料の認定決定が行われます。
- 事業主が成立手続を行わない期間中に労働災害が発生した場合、遡って保険料を徴収される他、給付に要した費用の全部または一部を費用徴収されます。

令和元年度 労働保険大会が開催されます

日時	令和元年11月21日(木)	午後2時40分開会
場所	京都ブライトンホテル	「慶祥」の間
主催	一般社団法人全国労働保険事務組合連合会京都支部	
内容	①表彰	功労役員 優良事務組合 優良職員 優良受託事業所
	②講演	演題「働き方改革のこれから」 山越 敬一 氏（前 厚生労働省 労働基準局長）

お問い合わせ先：京都労働局労働保険徴収課 ☎ 075-279-3220

事業主・労働保険事務組合の皆さまへ

労働保険料は口座振替が便利です！

労働保険料および一般拠出金の納付には、口座振替が利用できます。

「口座振替による納付」のメリット

- ①保険料納付のために、毎回金融機関の窓口へ行く手間や待ち時間が解消されます。
- ②納付の“忘れ”や“遅れ”がなくなるため、延滞金を課される心配がありません。
※口座振替の手続を一度行えば、次の納期以降も継続して引き落としが行われます。
- ③手数料はかかりません。
- ④保険料の引き落としに最大2か月ゆとりが出来ます。

雇用保険適用関係や雇用継続給付の届出・申請も電子申請がご利用できます。

(詳しくは雇用保険電子申請事務センターまで ☎075-280-8660)

かんたんな手続で完了

- ①申込用紙を入手
 - ・お近くの労働局・労働基準監督署の窓口
 - ・厚生労働省ホームページからダウンロード

厚生労働省 労働保険 口座振替 検索

- ②金融機関の窓口へ提出

※右表の申込締切日を過ぎて提出された場合は、次の期からの振替となります。
また、一部の金融機関ではお取り扱いできません。
対象金融機関については厚生労働省ホームページでご確認ください。

	申込締切日	口座振替納付日
全期または第1期	2月25日	9月6日
第2期	8月14日	11月14日
第3期	10月11日	2月14日

該当日が土・日・祝日の場合には、その後の最初の金融機関の営業日となります。

引き落とし前後には、ハガキでお知らせいたします

引き落とし日(口座振替納付日)の約3週間前に引き落とし内容をハガキでお知らせします。
引き落とし後も約3週間その結果をお知らせします。(引き落とせなかった場合も含む。)

事業主・労働保険事務組合・社労士の皆さまへ “電子申請なら” 労働保険手続のこんな「お悩み」、解決します！



忙しくて窓口へ行く時間がない。

窓口の待ち時間を省略したい。

本社で一括して手続をしており、各事業場の届出のために管轄先の住所を毎回調べて郵送している。何とか簡略化したい。

いつでもどこでも手続可能！

窓口の開設時間や待ち時間にとらわれず、24時間365日いつでも自宅やオフィスから手続できます！

簡単・スピーディに申請！時間やコストを削減！

申請書類の入手も不要！大量の書類への記入も電子申請ならデータでスピーディに処理できます！
提出先の管轄する窓口を選択するだけなので郵送時の時間も解消！さらにウェブ上で審査状況も確認できます！

電子申請 利用方法紹介 パンフレット

労働保険の電子申請は総務省が運営する「e-Gov電子申請システム」のウェブページから行うことができます。

電子申請の準備方法や操作方法をまとめたパンフレットが厚生労働省のホームページからダウンロードできますので、ぜひご利用ください。

事前準備

労働保険 電子申請 事前準備ガイド 検索

事前準備に必要なことは大きく分けて以下の2点です。

- ・電子証明書の取得
- ・PCのセットアップ

詳細は「労働保険に関する電子申請の事前準備ガイドBOOK」をご覧ください。



操作方法

労働保険 電子申請 利用マニュアル 検索

以下の労働保険手続に係るe-Gov電子申請システム操作方法について、詳細が記載された操作マニュアルがダウンロードできます。

- ・年度更新
- ・保険関係成立(継続)
- ・概算保険料申告(継続)

当該操作マニュアルは「e-Gov電子申請システム」のウェブページの操作方法を記載したものです。

電子申請支援機能付きソフトウェア(※)を利用されている場合の操作方は導入元ソフトウェア会社へお尋ねください。

※労務管理のために導入されているソフトウェアによっては、電子申請を簡単にするための支援機能が備わったものがあります。

詳細は操作マニュアルのダウンロードページと同ページにある「APIソフトなど近年の動き」のリンク先PDFをご覧ください。



お問い合わせ先: 京都労働局労働保険徴収課 ☎075-241-3213



厚生労働省
京都労働局・ハローワーク

2020年4月から特定の法人について 電子申請が義務化されます。

現在、政府全体で行政手続コスト（行政手続に要する事業者の作業時間）を削減するため、電子申請の利用促進を図っており、当該取組の一環として、**特定の法人の事業所**が社会保険・労働保険に関する**一部の手続**を行う場合には、必ず電子申請で行っていただくこととなりました。

特定の法人とは

- 資本金、出資金又は銀行等保有株式取得機構に納付する拠出金の額が1億円を超える法人
- 相互会社（保険業法）
- 投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律）
- 特定目的会社（資産の流動化に関する法律）

一部の手続とは

健康保険 厚生年金保険

- 被保険者報酬月額算定基礎届
- 被保険者報酬月額変更届
- 被保険者賞与支払届

労働保険

- 継続事業（一括有期事業を含む。）を行う事業主が提出する以下の申告書
 - ・ 年度更新に関する申告書（概算保険料申告書、確定保険料申告書、一般拠出金申告書）
 - ・ 増加概算保険料申告書

雇用保険

- 被保険者資格取得届
- 被保険者資格喪失届
- 被保険者転勤届
- 高年齢雇用継続給付支給申請
- 育児休業給付支給申請

(注意事項)

- 1 2020年4月以降に開始される**各特定の法人の事業年度から**適用されます。
- 2 社会保険労務士や社会保険労務士法人が、対象となる特定の法人に代わって手続を行う場合も含まれます。
- 3 **以下に該当する場合は、電子申請によらない方法により届出が可能です。**
 - (1) 電気通信回線の故障や災害などの理由により、電子申請が困難と認められる場合
 - (2) 労働保険関係手続（保険料申告関係）については、労働保険事務組合に労働保険事務が委託されている場合、単独有期事業を行う場合、年度途中で保険関係が成立した事業において、保険関係が成立した日から50日以内に申告書を提出する場合。

◎詳細については、健康保険(協会けんぽ管掌の事業所に限る)・厚生年金保険に関する手続は年金事務所に、労働保険に関する手続は事業所の所在地を管轄する労働局に、雇用保険の被保険者に関する手続はハローワーク又は都道府県労働局雇用保険電子申請事務センターにお問い合わせください。

京都府の雇用失業情勢

● 令和元年9月内容 ●

令和元年11月1日
京都労働局職業安定部

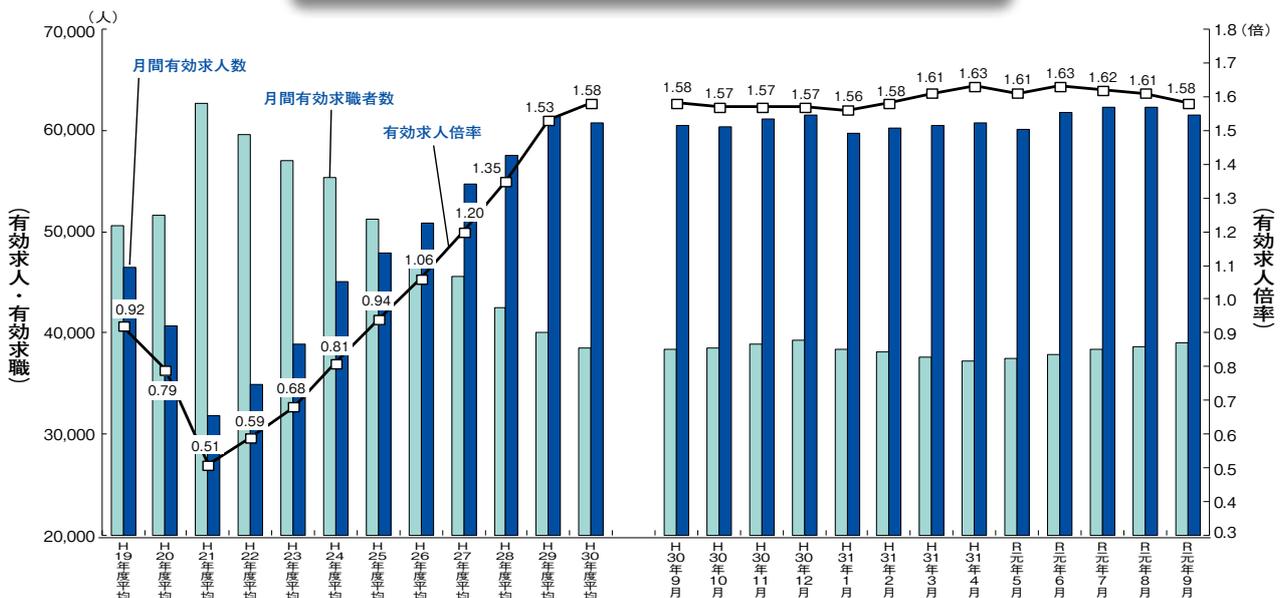
【雇用失業情勢の総括】

雇用保険被保険者数は、前年同月比で1.4%増と114か月連続で増加している。
有効求職者数（原数値）、雇用保険受給者実人員は前年同月比で増加している。
令和元年9月の有効求人倍率（季節調整値）は1.58倍で、前月より0.03ポイント低下したが、29か月連続で1.5倍以上の高水準を維持している。
正社員の有効求人倍率（原数値）は1.18倍で、前年同月より0.03ポイント上昇した。
以上のことから、京都府内の雇用情勢は、着実に改善が進んでいると判断する。

【求人・求職の動向】

- 有効求人（季節調整値）は、61,455人と前月に比べ1.3%減少し、有効求職者数（同）は、38,962人と前月に比べ0.8%増加した。
- 有効求職者数（原数値）は、38,705人で前年同月比2.0%増加した。
新規求職者数（原数値）は、8,188人で前年同月比8.4%増加した。内訳は、一般が5,023人で同8.8%増加し、パートは3,165人で同7.8%増加した。新規常用求職者（パートを除く）の構成比をみると、在職者32.1%、離職者60.7%（うち事業主都合14.7%）、無業者7.2%である。なお、新規常用求職者の事業主都合による離職者数は、前年同月比24.1%増加している。
- 有効求人（原数値）は、60,343人で前年同月比2.0%増加した。
新規求人数（原数値）は、21,467人で前年同月比4.5%増加した。内訳は、一般が10,625人で同4.1%増加し、パートは10,842人で同4.9%増加した。主要産業別にみると、前年同月比では、建設業（3.0%増）、情報通信業（61.0%増）、運輸業、郵便業（20.9%増）、卸売業、小売業（0.5%増）、学術研究、専門・技術サービス業（33.9%増）、宿泊業、飲食サービス業（7.6%増）、医療、福祉（18.2%増）が増加した。一方、減少した産業は、農、林、漁業（22.7%減）、製造業（11.2%減）、金融業、保険業・不動産業、物品賃貸業（7.2%減）、生活関連サービス業、娯楽業（16.3%減）、教育、学習支援業（11.6%減）、複合サービス事業（21.9%減）、サービス業（他に分類されないもの）（11.5%減）となった。
- 就職件数は、2,818件で前年同月比7.1%増加した。内訳は、一般が1,405件で同0.1%減少、パートは1,413件で同15.5%増加した。雇用保険受給者の就職件数は、792件で同12.7%増加した。

有効求人、有効求職及び有効求人倍率の推移



注：年度の数は原数値で、月別の数は季節調整値である。なお、平成30年12月以前の月別の数は季節調整替えにより公表値とは異なる場合がある。